第明三治種二郵十便五物年認三可月三十一日

平成２５年（フ）第２３号
福島県いわき市平字紺屋町53番地
破産者　草野　常美
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第２７４０号
横浜市鶴見区寺谷１丁目22番７号、開始決定時の住所横浜市神奈川区子安通１丁目201番地
破産者　加賀妻顯一
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０９号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸２丁目17番13号　グランソファレ101
破産者　横川　勝信
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６３号
東京都町田市金井町2941番地57
破産者　摘田　裕二
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７７７号
横浜市旭区中白根４丁目23番６号
破産者　加藤　栄司
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４５号
神奈川県厚木市飯山2170番地38
破産者　清水　道雄
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５６号
神奈川県厚木市戸田2360番地１　コーポフカイシⅡ―202
破産者　中川万友美
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１６１号
神奈川県秦野市東田原1038番地の４
破産者　本田　文子
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１６２号
神奈川県秦野市東田原1038番地の４
破産者　須釜　昭次
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１６９号
東京都町田市森野２丁目26番15―406号
破産者　小林　一魅（旧姓秋山）
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１７号
金沢市浅野本町１丁目７番19号、従前の住所　金沢市高柳町５の24番地20
破産者　中山　貴之
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２７８号
愛知県豊橋市花田町字百北182番地１　301
破産者　今泉　哲治
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２２号
和歌山県東牟婁郡串本町古座925番地
破産者　明利　憲章
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第４３６号
愛媛県松山市北久米町410番地
破産者　梶　　廣志
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７号
愛媛県新居浜市徳常町７番52号
破産者　野村　　榮
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３８号
愛媛県松山市鴨川２丁目５番27号
破産者　野村　森子
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第１１７号
岐阜市四屋町26番地
破産者　山本　修市
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２８号
岐阜県各務原市蘇原六軒町３丁目22番地１　東陽第３ハイツ501号室
破産者　宮崎めぐみ
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第８９号
愛知県犬山市大字橋爪字国正68番地１　ソレーユ12―107
破産者　大村　和生
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１５３号
愛知県一宮市平和３丁目７番地３
破産者　香月　雅美
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１５８号
住民票上の住所愛知県犬山市大字橋爪字止々馬木28番地１　ＣＨ犬山Ⅱ301
破産者　成木　　亨
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部